

飲食店等のワクチン検査パッケージ ・対象者全員検査 適用マニュアル

(令和4年6月1日版)



目次

2

1	ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査とは……………	3
2	ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査適用事業者の登録……………	5
3	ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査の適用……………	9
4	運用にあたっての留意事項……………	14
	【参考】 認証基準……………	15

1 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査とは

入店者・入場者等の利用者（以下「利用者」）のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを選択して提示するよう求める

ワクチン・検査パッケージ

〔当面適用
しない〕

利用者のワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを確認



対象者全員検査

同一グループ・同一テーブルでの5人以上の利用の場合、利用者の陰性の検査結果の確認

又は



緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される**行動制限を緩和**

（飲食）

同一グループ・同一テーブルでの4人以内の会食とするよう、県知事が事業者に要請した場合、登録店における本制度を適用した会食については、同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食が可能

（カラオケ）

カラオケ設備の提供の自粛を県知事が事業者に要請した場合、本制度を適用した店舗は、収容率の50 %を上限に、カラオケ設備の提供が可能

本制度適用のメリット

① 同一テーブルの利用者人数制限の緩和

同一グループ・同一テーブル4人以内の制限を緩和し、同一グループ・同一テーブル5人以上の会食が可能



② カラオケ設備の提供自粛の緩和

カラオケ設備を提供する本制度適用事業者は、収容率の50%を上限として、カラオケ設備の提供が可能



**行動制限の緩和が適用されることにより、
感染対策と日常生活の回復の両立をめざす**

2 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査適用事業者の登録

行動制限の緩和の適用を受けるには、事前に兵庫県に登録する
必要があります。

5

対象店舗

兵庫県新型コロナ対策適正店認証を受けた飲食店等

※ ただし、飲食を主として業としていない（飲食業の許可を有さない）
カラオケ店は制度登録の対象となります。

登録申
請受付

制度適用を希望する認証を受けている飲食店等は、以下により申請
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/insyokutentouroku.htm>
郵送の場合は、県民局・センター、市役所、区役所、町役場で申請用紙を入手
し、必要事項を記入のうえ、所定申請先に郵送により申請

※ 適正店認証を受けていない飲食店等は、新規で認証申請を行う際に、
制度登録を「申請する」をしてください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>

※ 飲食を主として業としていないカラオケ店は、制度登録申請のみを行って
ください。

飲食を主として業としないカラオケ店

制度適用事業者登録申請を行ってください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/insyokutentouroku.html>

飲食業許可を有しないため、認証の対象ではありませんが、認証基準を準用して、実地確認調査を行ったうえで、制度適用事業者登録を行います。



(制度を適用することにより)

収容率50%を上限として、カラオケ設備の提供が可能

制度適用事業者登録までの流れ

- ① 飲食店等からの制度適用事業者登録申請
- ② 申請を受け付け、認証店であることを確認し、制度登録ステッカーを郵送で交付
 - ワクチン・検査パッケージ 制度登録ステッカーを各店舗で自店名を記入のうえ、店頭にステッカーを掲示
- ③ 登録完了（県ホームページに登録店舗リストを公表）

2 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査適用事業者の登録

制度適用事業者登録店の表示

認証店ステッカーとワクチン検査パッケージ・対象者全員検査登録店ステッカーの店頭掲示

県HPでのワクチン検査パッケージ・対象者全員検査登録店リストへの掲載

及び



新型コロナ対策適正店認証店舗（神戸市）

地域	店舗名	住所
東灘区	The 串 SAMURAI	神戸市東灘区森北町2-2-20 1F・2F
	島野軒 甲南山手店	神戸市東灘区森北町2-2-21
	中国料理 四川 岡本店	神戸市東灘区森北町3-3-14
	焼肉 たまえん	神戸市東灘区森北町3-3-14 A 1F・岡本B1
	スタンドGontal/2	神戸市東灘区森北町3-4-12
	いるま	神戸市東灘区森北町3-4-12-107
	天介	神戸市東灘区森北町3-5-18 栄光ビル102
	Routing Studio	神戸市東灘区森北町3-5-9 2F
	茶楼	神戸市東灘区森北町3-6-17
	山神山人園本店	神戸市東灘区森北町3-6-17 丸木山1F
	真味亭	神戸市東灘区森北町3-6-17 丸木山1階
	香雪の味 さと	神戸市東灘区森南町1-10-8
	御影	神戸市東灘区森南町1-15-1
	味ろく	神戸市東灘区森南町1-15-22
	バスタ専門店 passegiare	神戸市東灘区森南町1-5-1 4th B122号
	うさぎ	神戸市東灘区森南町1-5-1 4th B1階
	讃岐うどん番のや	神戸市東灘区森南町1-6-11-105
	ノキマ堂珈琲	神戸市東灘区森南町1-6-13 1F甲南山手103
PUB ジャじゃまる	神戸市東灘区森南町1-6-16-105	
まじから 甲南山手店	神戸市東灘区森南町1-7-12	
じゅわしゅわたつぷ	神戸市東灘区森南町1-7-2 4・5・6・7・8・9・10・11F	
鳥芽	神戸市東灘区森南町1-7-20	
こたふく	神戸市東灘区森南町1-7-3	

HPイメージ

※ 県HPに全店の制度登録店リストを公表
(対象者全員検査の活用有無について明記)

3 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査の適用

制度適用 場面

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置のほか感染拡大傾向が見られる場合で、人数制限等の行動制限が課される場面

(1) 飲食での適用

いつワクチン接種歴等の確認が必要か

兵庫県が同一グループ・同一テーブル4人以内とするよう要請したとき

ワクチン接種歴等の確認が必要な利用者

同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を希望する利用者
※ 同一グループ・同一テーブルで4人以内の会食をする利用者に対しては、確認不要

ワクチン接種歴等を確認できた場合

同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食が可能

ワクチン接種歴等を確認できなかった場合

テーブル間の交流が生じないことを前提に、5人以上のグループが複数のテーブルに分かれ、各テーブル4人以内とすることで、入店が可能

(2) カラオケでの適用

いつワクチン接種歴等の確認が必要か

兵庫県がカラオケ設備の提供自粛を要請したとき

ワクチン接種歴等の確認が必要な利用者

カラオケ設備を提供する飲食店等及び飲食を主として業としていないカラオケ店への来店者全員

ワクチン接種歴等を確認できた場合

収容率50%を上限にカラオケ設備の提供が可能

ワクチン接種歴等を確認できなかった場合

カラオケ設備の提供自粛

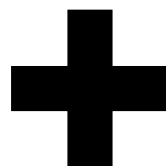
利用者入店時に確認する書類

予防接種済証等
の提示

〔当面適用しない〕

又は

陰性の検査結果
通知書の提示



身分証明書等の提示による本人確認

※ 予防接種済証等の提示、陰性の検査結果通知書の提示のどちらか一方しか選択できないとすることは、制度上認められません。

3 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査の適用

① 検査結果通知書 + 身分証明書等で確認

検査結果通知書

検査結果通知書

- この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
- 入店・入場等の際に、身分証明書とともに提示してください。
- 本通知書における検査結果は、新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断結果を示すものではありません。

陽性の方は、入場・入店等できません。速やかに医療機関を受診してください。

受検者氏名 ○○ ○○ (フリガナ ○○ ○○)

検体採取日^{※1} 2021年○月○日

検査結果 陰性・陽性・判定不能^{※2}

有効期限^{※3} 2021年○月○日

検査方法 PCR検査等・抗原定量検査・抗原定性検査

検体 唾液・鼻腔ぬぐい液・鼻咽ぬぐい液

使用した検査試薬又は検査キット名 ○○ ○○

- ※1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。
- ※2 判定不能は陰性として取り扱うことはできないため、再度の検査を受けてください。その際、適宜検査の申込みをした事業者等とご相談ください。
- ※3 有効期限：PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日

事業所名(又は検査所名)^{※4} ○○ ○○

検査管理者氏名 ○○ ○○

※4 PCR検査等・抗原定量検査の場合は、検査分析を行った検査所名を記載。

【陽性の場合】

- 医療機関を受診してください。
- 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください
電話番号 03-xxxxx-xxxxx

確認ポイント

☑ 確認事項 1
「陰性」であることを確認

☑ 確認事項 2 有効期限を確認

検査結果	有効期限
PCR検査 LAMP法等の核酸増幅法 抗原定量検査	検体採取日（検体採取日が不明の場合は検査日）の3日後まで
抗原定性検査	検体採取日（=検査日）の翌日まで

☑ 確認事項 3
身分証明書等による本人確認

※ 検査結果通知書を撮影した画像や写し等も可
電子化された検査結果通知書の確認も可

身分証明書等

運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等

3 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査の適用

② 予防接種済等 + 身分証明書等で確認

〔当面適用しない〕

予防接種済証等

確認ポイント

接種券				予診のみ				新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時) Certificate of Vaccination for COVID-19				
券種	2	ワクチン接種	1	回目	券種	1	予診のみ	1	回目	1回目	ワクチンシール	
請求先	〇〇県〇〇市		123456		請求先	〇〇県〇〇市		123456		接種年月日		2021年
券番号	1234567890			券番号	1234567890			氏名	厚生 太郎	月 日		接種場所
氏名	厚生 太郎			氏名	厚生 太郎			OCRライン (18桁)		2回目	ワクチンシール (シール貼付け)	
券種	2	ワクチン接種	2	回目	券種	1	予診のみ	2	回目	接種年月日		2021年
請求先	〇〇県〇〇市		123456		請求先	〇〇県〇〇市		123456		月 日		接種場所
券番号	1234567890			券番号	1234567890			氏名	厚生 太郎	OCRライン (18桁)		
氏名	厚生 太郎			氏名	厚生 太郎			OCRライン (18桁)		氏名	厚生 太郎	
接種を受ける方へ				氏名				〇〇県〇〇市長 日本 一郎		住所	〇〇県〇〇市〇〇 999-99	
●シールは剥がさず、台紙ごと接種場所へお持ちください。				住所				〇〇県〇〇市長 日本 一郎		生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日 生	
●右側の予防接種済証は接種が終わった後も大切に保管してください。				生年月日				〇〇年 〇〇月 〇〇日 生				

☑確認事項 1
2回接種を完了

☑確認事項 2
2回目接種日から14日以上経過
(接種日=1日目)

☑確認事項 3
身分証明書等による本人確認

※ 予防接種済証等を撮影した画像や写し等も可
電子化された接種証明書も可

身分証明書等

運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、学生証等

4 運用に当たっての留意事項

制度適用に関するよくある質問をまとめました。

以下のことにも留意し、感染対策と日常生活の回復の両立をめざし、適切に運用してください。

質 問	回 答
ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査はいつから適用できるのか。	緊急事態宣言、まん延防止等重点措置又は感染拡大傾向にある状況など同一テーブル4人以内の制限又はカク付設備提供自粛の要請を行っている場合に制度適用が可能です。 3/22以降、この制度を適用することにより、制限緩和される行動制限措置を行っていないため、制度適用はありません。 https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/insyokutentouroku.html
12歳未満の児童は、何により本人確認を行うのか。	12歳未満の児童の本人確認又は年齢確認は、健康保険証等や自己申告、保護者による申告で確認することも可とします。 なお、未就学児（概ね6歳未満）は、同居する親等の監護者が同伴する場合は、検査結果の確認は不要ですが、6歳以上12歳未満の児童については、検査結果の確認が必要です。
制度登録ステッカーを掲示することをもって、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれも満たさない者は入店できなくなるのか。	制度登録ステッカーを掲示していることをもって、入店者を限定するものではありません。
最寄りの検査場はどこにあるか知りたい。	県の「PCR検査・抗原定性検査の無料実施について」のホームページで確認してください。 https://www.knt.co.jp/ec/2022/pcr_kenmin/
利用者に「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の登録・利用を勧めなくてはいけないのか。	認証基準には含まれていませんが、可能な範囲で「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」のQRコードを店内に掲出していただくなど、利用を推奨いただければ幸いです。
店舗に来て調査されることがあるのか。	制度適用事業者登録店等で認証基準や要請内容が遵守されていない等の通報があった場合には、状況等を確認するため、実地確認調査を行うことがあります。

※ 最新の認証基準は、県のHPで確認してください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/ninsyo.html>

番号	項目	対策の内容	備考
1	(1) アクリル板等 (パーティション) の (2) 設置 (3) 座席の間隔の確保	座席と座席の間にパーティションを設置している。(同居家族等であることが確認できる場合は例外的にパーティションを外す運用を認めても良い) パーティションの高さは、目を覆う程度の高さである。 (参考)17歳男性の平均座高は、92cm(平成27年度学校保健統計調査) 座席の端と座席の端の間隔を1m以上確保している。	「(1)及び(2)」又は「(3)」のいずれかを満たしていれば可
2	(4) 手指消毒の徹底 (5)	店内入口に消毒液を設置している。 入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかけている。(入店時に難しい場合は注文時)	「(4)及び(5)」いずれも満たしていれば可
3	(6) 食事中以外のマスク着用の推奨	食事中以外のマスク着用を掲示又は呼びかけにて行っている。	
4	(7) 換気の徹底 (8) (9)	【建築物における衛生的環境の確保に関する法律(建築物衛生法)の対象施設 ^(*) (換気設備を備えている場合)】 ^(*) 床面積の合計が3,000㎡以上の店舗等 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている。 【建築物衛生法の対象外施設】 換気設備により換気を行っている。 (換気設備により必要換気量(一人当たり毎時 30 m ³)を確保している) 【建築物衛生法の対象外施設、建築物衛生法の対象施設(換気設備を備えていない場合)】 窓・ドア等を定期的に開放している。 〔定期的に換気(30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開(窓が一つしかない場合は、ドアを開ける))することにより、十分な換気を行っている 等〕 夏場、冬場など、窓開けによる換気により適切な温度・湿度が確保できない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機を使用している。	「(7)」、「(8)」又は「(9)」のいずれかを満たしていれば可
5	※ 県の制限緩和を踏まえ、5～8の認証基準はチェック項目から除外している。		
6			
7			
8			
9	(14) 体調がすぐれない人への対応	体調がすぐれない従業員が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っている。	
10	(15) 感染防止対策宣言ポスター	「感染防止対策宣言ポスター」を掲示している。	